

## 水銀に関する水俣条約第1回締約国会議における決議事項

### (1) 技術的事項

- ・水銀の大気排出に関するBAT（利用可能な最良の技術）/BEP（環境のための最良の慣行）の手引が正式に採択されました。
- ・水銀の水・土壌への放出に関し、今後、条約事務局が発生源の特定に係る情報収集と分析を行い、第2回締約国会議（COP2）においてその結果を報告することが決まりました。
- ・環境上適正な暫定的保管に関する指針の策定に関し、条約事務局から提示された指針案について、情報の追加を求める意見が出されたことを受け、今後、条約事務局が修正版を作成し、意見照会を行ったうえで、COP2に提出することが決まりました。
- ・水銀廃棄物に関し、我が国が提出した閾値の設定方法に関する提案書を踏まえた議論が行われ、今後、閾値を設定すべき廃棄物の種類やその優先順位等について、条約事務局が専門家からの情報収集や意見集約を行い、COP2においてその結果を報告することが決まりました。
- ・汚染された場所の管理に関する手引について、構成案とロードマップ案に関する議論が行われ、今後、条約事務局が専門家からの情報収集や意見集約を行い、COP2においてその結果を報告することが決まりました。

### (2) 締約国による報告

報告の頻度を原則4年に1回、供給・貿易や水銀廃棄物の処理に関する一部の情報については2年に1回とすること、初回の報告の期限については原則2021年12月31日とし、2年ごとに報告する事項については2019年12月31日とすることについて合意しました。また、報告様式を採択しました。

### (3) 資金メカニズム

地球環境ファシリティ（GEF）に関し、本条約上の支援を実施するための取り決めが議論されるとともに、支援実施に関する手引が採択されました。

また、条約に基づいて設置される、「能力形成及び技術援助を支援する特定の国際的な計画」（SIP）に関し、その運営主体を水俣条約事務局

局とすること、各国の代表者からなる管理理事会がプロジェクトの選定等に関わることが決定しました。また、SIPの実施期間を10年間（必要に応じて更に7年延長）とすることが決定しました。

### (4) 有効性評価

水銀モニタリングと条約の有効性評価について議論が行われ、その手法を検討するための会期間専門家会合が設置されることが決定しました。

### (5) 条約事務局の設置

条約事務局は、当面スイス・ジュネーブに置くこと、及び既存の廃棄物・化学物質3条約事務局等との協力・調整の下に運営されること等が決定しました。

### (6) 能力強化、技術支援

水俣条約にかかる能力強化・技術支援を促進するために、既存の地域、準地域、国レベルの取組について条約事務局が情報収集の上、COP2に報告することが決定しました。